

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶運航事業者の運送に関する協定等の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第 29 条の 2 及び海上運送法施行規則第 27 条
- ③ 手続対象者 : 共同行為を行う外航船舶運航事業
- ④ 提出時期 : 事前
- ⑤ 提出方法 : 国土交通省海事局外航課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 協定等の原本の写し、参加（脱退）同意書。・二部
- ⑧ 申請書様式 : 特になし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省海事局外航課
03-5253-8111（内線43-313）
- ② 受付窓口 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 1. 利用者の利益を不当に害さないこと
2. 不当に差別的でないこと
3. 加入及び脱退を不当に制限しないこと
4. 協定の目的に照らして必要最小限度であること
- ② 標準処理期間 : 特になし
- ③ 不服申立方法 : 特になし